

答 申 第 2 号
令和 2 年 6 月 9 日

高砂市病院事業管理者 大野 徹 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 井 上 典 之

高砂市個人情報保護条例第 10 条第 2 号の規定に基づく
電子計算機の結合について（答申）

令和 2 年 5 月 22 日付高病医第 25 号で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問のあったグルコースモニタシステム（Dexcom G4 PLATINUM）の導入については、以下の理由により公益上特に必要があると認めることが適当である。

2 審査会の判断理由

（1）事務の概要

高砂市民病院がテルモ社のグルコースモニタシステムを導入し、テルモ社のクラウドサーバーで患者のグルコース測定データを管理する。グルコースモニタシステムは、患者の腹部に取り付けたセンサーによって、グルコース濃度を連続して測定し、測定データは付属のモニターに随時送信・蓄積される。30 日間の測定後、モニターに蓄積された測定データをクラウドサーバーにアップロードする。担当医は測定データの解析結果を基に患者の診察を行う。

（2）個人情報の内容

氏名、性別、生年月日、患者番号、グルコース測定データ

(3) 結合先

テルモ社のクラウドサーバー

(4) 電子計算機の結合の必要性

テルモ社のクラウドサーバーに患者の 30 日間のグルコース測定データを管理し、担当医が測定データの解析結果を基に患者の診察を行うものである。このシステムの導入により、前月との比較や詳細な変動値を確認することができ、患者のグルコース測定値の傾向とパターンを解析することが可能となり、より効果的な診療を行うことができる。

(5) 個人情報の保護措置（情報セキュリティ対策）

- ① テルモ社のクラウドサーバーへデータを送信する際は、暗号化アルゴリズム（AES-128）を使用して、TLS1.2 で暗号化を行う。
- ② テルモ社のクラウドサーバーへログインする際は、個別の ID とパスワードが必須となっている。
- ③ テルモ社のクラウドサーバーとの接続に使用するパソコンにはトレンドマイクロ社のウィルスバスタークラウドを設定する。
- ④ 接続するパソコンは、1 台に限定する。

3 留意事項

- (1) テルモ社のグルコースモニタシステムの導入に伴う患者の測定データについて、高砂市個人情報保護条例に基づき、個人情報の目的外利用をしないことを付帯条件とする。